**配当公告**

福岡県北九州市戸畑区銀座一丁目二番四号
破産者　北九冷食販売株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十三年（フ）第七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三六一、七九四、九六〇円

一、配当することのできる金額
金一六三、八五一、八一八円

平成二十四年十二月二十八日
福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号
破産管財人　阿部　哲茂

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市若林区八軒小路六番地、最後の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢一二番地の一一八
被相続人　亡　鈴木　良江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
事務所仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号ＳＬＳビル三階　広瀬川総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　航平

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県横手市上境字館四五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　澁谷　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
秋田県横手市大屋新町平林五番地六
相続財産管理人　弁護士　川村　康博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県横手市婦気大堤字堤下一三三番地、最後の住所本籍に同じ。
被相続人　亡　髙橋　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
秋田県横手市中央町六番二六号ＧＯビル二階　相続財産管理人　弁護士　外山奈央子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県水戸市元吉田町二五八六番地、最後の住所茨城県水戸市笠原町四七二番地の一
被相続人　亡　小圷　重行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
事務所茨城県つくば市妻木六三四番地一　ワークプラザＴＳＵＫＵＢＡ四階四〇二号室
相続財産管理人　渡邊季代子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県草加市吉町五丁目一三〇一番地八、最後の住所群馬県高崎市和田多中町四七六番地六プリティハイツ二〇六号
被相続人　亡　櫻井　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
群馬県高崎市本町一七二番地
相続財産管理人　弁護士　坂本　正樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県東金市下谷八〇番地八四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙村　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市南区新川町五丁目三二番地、最後の住所横浜市南区新川町五丁目三二番地ライオンズマンション吉野町第六　一〇〇四号
被相続人　亡　土屋紀代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
横浜市戸塚区戸塚町一二一―七オセアン戸塚町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県富山市塚原一七五番地、最後の住所富山県富山市花木三五八番地一
被相続人　亡　村田　玄吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
富山市堀端町二番二号
相続財産管理人　山本　尚宗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市北区田幡一丁目七一一番地、最後の住所福井県福井市勝見一丁目三番七号一乗ハウス　被相続人　亡　川村　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
福井県大野市美川町三番一〇号
相続財産管理人　金森　洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県上水内郡飯綱町大字芋川一一三六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　草間　利文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
長野県長野市大字石渡一一四番地二
相続財産管理人　司法書士　渡辺由希子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県伊東市岡一三四九番地一〇二、最後の住所静岡県伊東市岡一三四九番地の一〇二
被相続人　亡　小川　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
静岡県沼津市御幸町一七番一〇号　あさひ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近藤　浩志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県富士市宮島三六七番地一五、最後の住所静岡県富士市宮島三六七番地の一五
被相続人　亡　磯部　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
静岡県富士市中央町三丁目二の二シゲノブビルⅡ四階
相続財産管理人　弁護士　本野　仁

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県杵島郡白石町大字福田三二八番地、最後の住所愛知県岩倉市八剱町郷東三七番地
被相続人　亡　石橋　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日
名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八Ｇ　成田・長谷川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷川ふき子